

石綿含有建材の解体等工事おける周辺 住民への周知について

川崎市 環境局 環境対策部 環境対策課

取り組みの背景

平成23年に条例を改正し、石綿含有成形板を規制対象に加えるとともに、吹付け石綿等の大気汚染防止法による対象建材についても、独自の規制を設けた。

この条例改正の中で、「住民が近隣で石綿の工事が実施されているという事実を知らないままに工事を行うのは問題である。」という観点から、事業者に対して周辺住民への周知義務を課すことになった。

事前周知に関する規制内容

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)

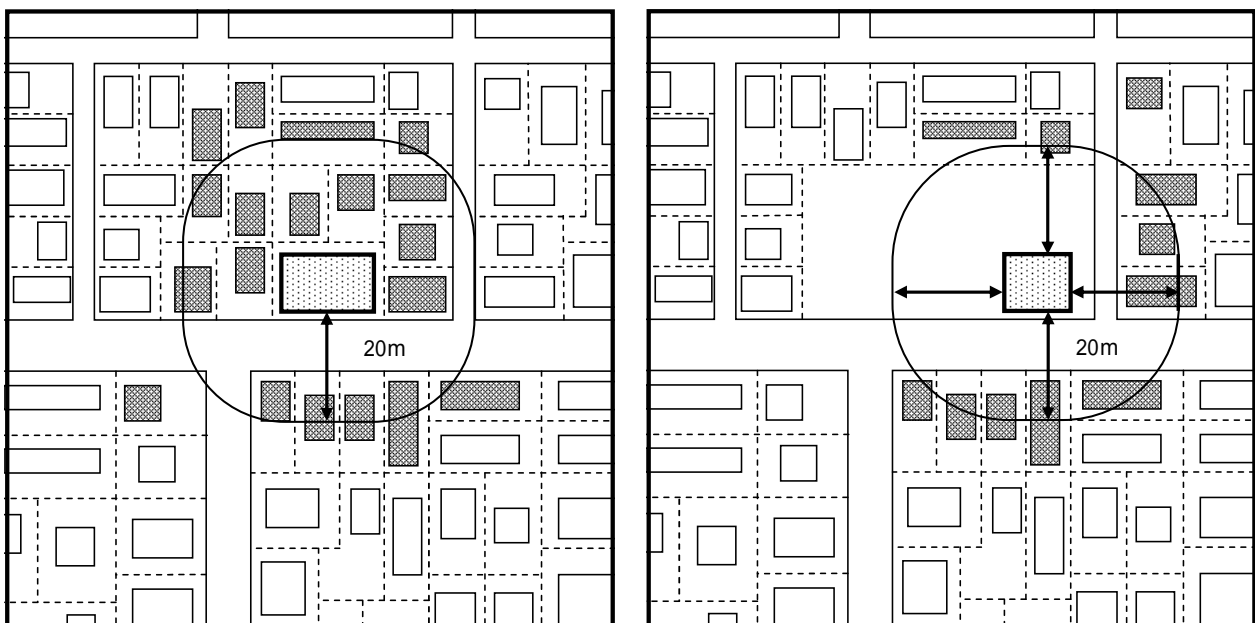
周知対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の届出対象の工事すべて ・石綿含有成形板を使用している床面積が80m²以上の建築物の解体工事 	
周知 実施者	工事の施工業者	
周知方法	事前調査結果の表示 (掲示板の設置)	広告物の配布等 (個別訪問や説明会)
周知時期	工事の期間中	工事開始までに実施
周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名または名称 ・連絡先 ・石綿含有建築材料の種類 ・調査実施日 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の氏名または名称 ・工事期間 ・その他の工事に関する事項
周知範囲	工事現場に掲示 (縦40cm以上×横60cm以上)	作業区域から水平方向で20mの範囲

対象工事件数 …… 990件
(平成25年度)

2

周知範囲のイメージ

(広告物の配布等)



周知対象



作業区域

3

事業者が実施している周知方法

- ・ ほとんどの事業者は、戸別訪問してチラシを配布しているが、訪問時に不在の場合はチラシをポストに投函している。
- ・ チラシは、解体工事の挨拶時に通常配布している物に「石綿の除去作業がある」との内容の文章を追記しているものを使用している事業者が多い。
- ・ 大きな工事(ビルの解体で吹付け石綿がある場合など)の場合は、通常の「解体のお知らせ」のチラシと合わせて「アスベスト除去工事に関するお知らせ」を配布するところが多い。

4

期待される効果

- ・ 「周辺住民」と「事業者」が工事に関する情報を共有することで、市民の不安を解消させることが出来る。
併せて、事業者は責任を持って適正な工事を実施するようになる。
- ・ 行政は、周辺住民からの工事への不安に対する訴えに対し、行政からの説明だけでなく、事業者に対し、責任を持って住民に説明するよう指導が出来る。

5

行政による周知内容の確認方法

条例で定めている「事前調査結果届出書」の中に、以下の内容の資料を添付するよう求めている。

- 「周知の範囲」
- 「周知の方法」
- 「周知の実施予定時期」
- 「周知の際に配布するチラシ」



6 内容が不十分であれば、内容を修正のうえ、工事開始までに適正に周知を実施するよう指導している。

住民から寄せられた苦情内容とその対応

- ・石綿に関する工事の説明内容が専門的すぎてわからない。
事業者に対して、再度説明を実施するよう指導。
- ・本当に安全な作業計画なのかがわからない。
事業者からは「作業方法」について、行政からは「法令の作業基準」について説明。
- ・実際に行っている作業内容が適正かがわからない。
行政による現地確認を実施。
(石綿含有成形板の撤去工事には全件立入を実施)

取り組み事例1

工事内容:木造2階建の解体

工事開始前に事業者から工事内容について説明があったが、その説明が不十分であり、事業者の説明は信用できないとの連絡が市にあった。

事業者に対して、再度の説明を指導し、個別訪問のうえ、説明を実施させたが、住民の事業者に対する不信感は払拭できなかった。そのため、事業者による説明に市の職員が立ち会って、事業者と行政の両方から工事について説明を行った結果、住民の理解が得られた。

8

取り組み事例2

工事内容:社宅(RC 4階建て、9棟)の解体工事

工事開始前から、周辺住民より石綿の飛散に対する不安の申し立てが、施主側と行政側にあった。

施主側には住民と対立せず話し合いの場を持つよう行政指導し、施工業者には20mの範囲内の広告物配布だけではなく、周辺の自治会等を通して説明会を開催し、石綿の含有状況や解体の計画について説明するよう指導した。また、行政と住民との会合のなかにおいても、立入検査の方法などについて説明を行った。

解体工事の開始後は、施主側、行政側への住民からの問い合わせもなく、工事は着実に進行した。

9

運用上の課題

届出書に周辺住民への周知計画を添付してもらうことで、事業者による周知が条例どおりに適正に行われるかを事前に行政が確認しており、事業者が届出内容に反して周知を実施していないなどの事例は現在までに確認されていない。

そのため、現状の運用方法に大きな課題はないものと思われる。

10

法令上の課題

作業区域から20mの範囲内にある住民や事業所については周知義務があるが、実際に作業を行う敷地内の関係者に対しては周知義務が無い場合、大規模な工場で工事をする場合の従業員への周知や学校で工事を行う場合の生徒への周知などが不十分な場合がある。

また、20mの範囲が適切かどうかの検証も必要となってきている。

11

意見

市条例の石綿解体工事に関する届出(レベル1, 2, 3の解体等作業)は、年間で800件～1000件程度あり、事業者が条例に基づく住民周知をしたことにより、住民から行政側に問い合わせがあるのは全届出数の2～3%程度である。そのほとんどは行政の説明又は事業者の追加説明により、理解が得られている。また、そのうち過去数件は一度の説明で納得してもらえなかったケースもあるが、大きな問題には至っていない。

これまでの経験から、騒ぎになることを恐れて情報開示しないことより、積極的に情報を開示して丁寧な説明を行うことによって、住民に理解してもらうとともに事業者が責任を持って適正に工事を行うことで、住民と事業者との間でトラブルになることを回避できていると考えている。